

秋田市中心小企業融資あっせん制度一覧表（⑦、⑧の制度を除き、秋田県信用保証協会の保証を得ることが必須条件。秋田市が信用保証料を全額補助します。⑦、⑧は補助対象外。）

	制 度 名（資金用途）		対 象 者（概略）	主な融資内容				
				資金使途	限度額	年 利 率	返 済 期 間	取 扱 金 融 機 関
①	一般事業資金 事業資金が必要なとき		次の要件を満たす中小企業者および組合等 ①市内に1年以上住所を有すること(法人は登記簿上本店の住所) ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上あり、現在も継続していること	運転資金 設備資金	3,000万円	2.25%→1.75% (※2)	10年以内 (据置期間1年以内を含む)	・秋田銀行 ・北都銀行 ・秋田信用金庫 ・秋田県信用組合 ・岩手銀行 ・北日本銀行 ・荘内銀行 ・きらやか銀行 ・七十七銀行
②	小口零細企業資金 小規模事業者の事業資金		次の要件を満たす従業員20人以下(商業・サービス業の場合は5人以下)の会社または個人等 ①市内に1年以上住所を有すること(法人は登記簿上本店の住所) ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上あり、現在も継続していること	運転資金 設備資金	1,250万円 (既存の保証付き残高がある場合は、これを控除した額)	2.05%→1.55%		
③		創業資金 創業者の事業資金	次の要件を満たす中小企業者および組合等 ①市内に住所を有すること(法人は登記簿上本店の住所) ②市内に主たる事業所を有すること ③事業を営んでいない個人が新たに事業を開始し、事業歴が5年未満であること(法人は設立後5年未満) ④商工団体が経営指導を行った事業計画書を添付すること(引き続き6ヶ月以上経営指導を受けること)	運転資金 設備資金	1,500万円 (他の借入含め対象事業費の80%以内) ※自己資金20%以上 ※過去に事業歴がある場合は、1,000万円	1.75%→1.55% (※3) (条件付で、借入れから3年間、1.0%の利子補給)		
			次の要件を満たす小規模企業者のうち株式会社、合同会社および企業組合 ①市内に住所を有すること(法人は登記簿上本店の住所) ②市内に主たる事業所を有すること ③事業歴が1年以上5年未満であり、現在も継続していること ④申請時点において、秋田県信用保証協会の保証残高が存在しないこと。 ⑤商工団体が経営指導を行った事業計画書を添付すること(引き続き6ヶ月以上経営指導を受けること)		500万円 (他の借入含め対象事業費の80%以内) ※自己資金20%以上	1.75%→1.55% (条件付で、借入れから3年間、1.0%の利子補給)		
④	産業活力創造資金 元気な秋田市を創る、 がんばる地元中小企業を 利子補給付き融資などで 応援します	新分野進出資金枠 新たな分野の事業に取り組むとき	次のいずれかに該当する中小企業者 ①親会社が融資を受ける場合 市内に登記簿上の本店と事業所を有する親会社が、市内に子会社を設立し、業種の異なる事業を行うこと ②子会社が融資を受ける場合 市内に登記簿上の本店と事業所を有する設立後1年未満の子会社が、親会社とは異なる事業を行うこと ③既存企業が融資を受ける場合 市内に登記簿上の本店と事業所を有する会社が、既存の業種と異なる事業を行うこと	設備資金	1,000万円 (対象事業費の80%以内)	2.25%→1.75% (※2) (借入から3年間、1.0%の利子補給)	10年以内 (据置1年以内含む)	・秋田銀行 ・北都銀行 ・秋田信用金庫 ・秋田県信用組合 ・商工組合中央金庫(設備近代化資金枠・商店街空き店舗等利用資金枠・商業施設整備資金枠のみ取扱)
		新商品等開発資金枠 新商品を開発するとき	次の要件を満たす中小企業者および組合等 ①市内に1年以上住所を有すること(法人は登記簿上本店の住所) ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上、現在も継続していること ④要領で定める、新製品等の研究開発および商品化を行うもの	運転資金 設備資金	3,000万円 (対象事業費の80%以内)	2.25%→1.75% (※2)	10年以内 (据置1年以内含む)	
		設備近代化資金枠 事業所や店舗を新・改築するなど 設備を整備するとき。港湾輸送関連 施設を整備するとき	次の要件を満たす、卸売・小売業、飲食店、サービス業等の中小企業者および組合等 ※港湾輸送関連設備は、業種を限定しません。 ①市内に1年以上住所を有すること(組合は1年未満も可) ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上あり、現在も継続していること(組合は1年未満も可)	建物建築費、内装工事費、機械の取得・改善費、車両の取得および保証金・権利金等入居に要する資金 (ただし、港湾輸送設備については、港湾輸送関連設備の整備に要する資金)	5,000万円 (対象事業費の80%以内) 組合等は1億円 (対象事業費の80%以内)	2.25%→1.75% (※2) (借入から5年間、1.0%→0.75%の利子補給)	10年以内 (据置6ヶ月以内含む) ※組合等は10年以内 (据置1年以内含む)	
		農商工連携促進資金枠 農林漁業者と連携し、新商品を開 発するとき	次の要件を満たす中小企業者および組合等 ①市内に1年以上住所を有すること(法人は登記簿上本店の住所) ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上、現在も継続していること ④要領で定める、農林漁業者と連携し、新製品等の研究開発および商品化を行うもの	運転資金 設備資金	3,000万円 (対象事業費の80%以内)	2.25%→1.75% (※2) (借入から3年間、1.5%の利子補給)	10年以内 (据置1年以内含む)	
		商店街空き店舗等利用資金枠 商店街の空き店舗を利用するとき	次の要件を満たす、卸売・小売業、飲食店、サービス業等の中小企業者および組合等 ①商店街の空き店舗等を利用すること ②市内に1年以上住所を有すること(創業は1年未満も可) ③市内に主たる事業所を1年以上有すること ④事業歴が1年以上、現在も継続していること(創業は1年未満も可) ⑤店舗が所在する商店街団体から推薦を受けていること	建物建築費、内装工事費、機械の取得・改善費および保証金・権利金等入居に要する資金	5,000万円 (対象事業費の80%以内)	2.25%→1.75% (※2) (借入から5年間、1.5%→1.0%の利子補給)	10年以内 (据置6ヶ月以内含む)	
		緊急経営支援資金枠 取引先の倒産等でお困りのとき	次の要件を満たす中小企業者および組合等 ①市内に1年以上住所を有すること(法人は登記簿上本店の住所) ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上あり、現在も継続していること ④秋田市融資要綱で定める、取引先の倒産、撤退、自然災害等の被害により経営の安定に支障を生じているもの	運転資金 設備資金	3,000万円	2.25%→1.75% (※2)	10年以内 (据置2年以内含む)	
		商業施設整備資金枠 組合で施設を整備するとき	組合等(事業協同組合・事業協同小組合・協同組合連合会・協同組合・商店街振興組合・商店街振興組合連合会)	組合等の事業共同化のための共同施設または、公衆の利便に寄与する共同施設の建物建築費	5億円 (対象事業費の80%以内)	2.25%→1.75% ※10年以上2.55%→2.05% (※2)	15年以内 (据置1年以内含む)	
⑤	中心市街地出店促進設備近代化資金 中心市街地へ出店する場合や設備を整備するとき（※1）		中心市街地へ出店する場合や設備を整備する場合であって、次の要件を満たす、卸売・小売業、飲食店、サービス業等の中小企業者および組合等 ①県内に1年以上住所を有すること(組合は1年未満も可) ②県内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上あり、現在も継続していること(組合は1年未満も可)	建物建築費、内装工事費、機械の取得・改善費、車両の取得および保証金・権利金等入居に要する資金	5,000万円 (対象事業費の80%以内) 組合等は1億円 (対象事業費の80%以内)	2.25%→1.75% (※2) (借入から5年間、1.5%→1.25%の利子補給)	10年以内 (据置6ヶ月以内含む) ※組合等は10年以内 (据置1年以内含む)	
⑥	中心市街地出店促進空き店舗利用資金 中心市街地の空き店舗に出店するとき（※1）		中心市街地へ出店する場合であって、次の要件を満たす、卸売・小売業、飲食店、サービス業等の中小企業者および組合等 ①中心市街地内の空き店舗等に入居、または新・改築すること ②県内に1年以上住所を有すること(創業は1年未満も可) ③県内に主たる事業所を1年以上有すること ④事業歴が1年以上あり、現在も継続していること(創業は1年未満も可) ⑤店舗が所在する商店街団体から推薦を受けていること	建物建築費、内装工事費、機械の取得・改善費および保証金・権利金等入居に要する資金	5,000万円 (対象事業費の80%以内)	2.25%→1.75% (※2) (借入から5年間、2.0%→1.5%の利子補給)	10年以内 (据置6ヶ月以内含む)	
⑦	中小製造業設備資金 製造業で設備を整備するとき		①市内で同一業種を1年以上行っている、製造業・製造小売業の中小企業者、組合等 ②チャレンジオフィスあきた創業支援室使用者である中小企業者、組合等 ③自己所有の工作物(建築物・施設)からアスベストの除去等を行うため、廃石綿の処理に係る計画書を秋田市環境部廃棄物対策課に提出する中小企業者、組合等	設備資金 および アスベスト対策工事資金	1億円 (対象事業費の85%以内)	2.75% →2.75%以下の金融機関所定金利 (全期間2.0%を上限に利子補給)	10年以内 (据置1年以内含む)	・秋田銀行 ・北都銀行 ・秋田信用金庫 ・秋田県信用組合
⑧	中小企業用地取得資金 市の工業団地を取得するとき		市長が特定する工業団地等(新都市・西部・豊岩)の用地を取得する中小企業者、組合等	用地取得資金	1億円 (用地取得金額の85%以内)	2.75% →2.75%以下の金融機関所定金利 (借入から3年間、2.0%を上限に利子補給)	10年以内 (据置1年以内含む)	・秋田銀行 ・北都銀行

※1 中心市街地とは、秋田市中心市街地活性化基本計画（中活法認定第36号）において定められた区域をいいます。

※2 セーフティネット保証制度（1～6号）を利用した場合、0.2%控除

※3 創業等関連保証または創業関連保証を利用しない場合、0.2%加算